

現行	改定案	改定のポイント
<p>(従業員の種類)</p> <p>第3条 従業員の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) 正社員 第7条に定める採用に関する手続きを経て期間の定めなく正社員として採用される者</p> <p>(2) 契約社員 雇用期間を定めて、かつ1日の勤務時間が正社員と同じに雇用される月給制、時給制の者</p> <p>(3) アルバイト 雇用期間を1年以内と定めて雇用される者で、週の所定労働日数又は1日の勤務時間が正社員と同じか、もしくは正社員の基準に満たない、時給制の者</p> <p>(4) 嘱託社員 定年により退職した社員で、一定の要件を満たし再雇用される者、又は定年を超えた年齢で雇用される者</p> <p>(5) 出向者 関連会社等へ、又は関連会社等から出向中の者</p>	<p>(従業員の種類)</p> <p>第3条 従業員の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) 正社員 第7条に定める採用に関する手続きを経て期間の定めなく正社員として採用される者</p> <p>(2) 契約社員 雇用期間を定めて、かつ<u>週の所定労働時間を20時間以上として</u>雇用される月給制、時給制の者</p> <p>(3) アルバイト 雇用期間を1年以内と定めて雇用される者で、週の所定労働日数又は1日の勤務時間が正社員と同じか、もしくは正社員の基準に満たない、時給制の者</p> <p>(4) 嘱託社員 定年により退職した社員で、一定の要件を満たし再雇用される者、又は定年を超えた年齢で雇用される者</p> <p>(5) 出向者 関連会社等へ、又は関連会社等から出向中の者</p>	<p>有期契約社員の労働時間について、柔軟な働き方ができるように1日の労働時間の拘束時間をなくした。</p>
<p>(附則)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>令和3年3月1日 改定・実施</u></p>	<p>改定施行日追加</p>